

令和〇〇年度

地震防災応急計画

作成マニュアル

碧南市立〇〇〇学校

目次

I 災害対策について	
南海トラフ地震臨時情報防災対応について	… 1 ページ
1 児童生徒の動き	
(1) 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときの対応 【資料：気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」】	… 4 ページ
(2) 突発的な地震発生の際の対応	… 6 ページ
2 教職員の動き	
(1) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの対応	… 8 ページ
(2) 突発的な地震発生の際の対応	… 8 ページ
地震発生時における職員組織およびその任務	… 9 ページ
3 津波に対する対応	
(1) 津波警報等発令時の対応	… 10 ページ
(2) 津波警報等解除後の対応	… 10 ページ
4 緊急地震速報への対応	
(1) 「緊急地震速報」入電時	… 10 ページ
(2) 「緊急地震速報」入電後	… 11 ページ
5 学校再開の取組み	
(1) 学校早期再開について	… 11 ページ
ア 学校早期再開への調査	… 11 ページ
イ 応急教育計画の作成	… 12 ページ
ウ 転出・転入・就学援助	… 12 ページ
エ 学用品の調査及び支給計画	… 12 ページ
II 避難所開設のための連携	
1 避難所設営に備えて（避難所の体制と組織）	
(1) 設置・運営に関する学校の役割	… 13 ページ
(2) 状況の想定	… 13 ページ
(3) 避難所としての開放場所と開放順位・収容想定人数	… 13 ページ
(4) 避難所開設時の各室の利用目的	… 14 ページ
(5) 職員組織	… 15 ページ
(6) 防災ロッカーについて	… 16 ページ
2 避難所開設の実際	
(1) 職員在校時	… 17 ページ
(2) 職員在宅時	… 17 ページ
(3) 当初の避難所の運営	… 18 ページ
(4) 救護所の設営及び医療機関との連携について	… 18 ページ
(4) 医療機関との連携について <u>※小中どちらかを選ぶ</u>	
(5) 学校に備えてある備品等	… 19 ページ
(6) 防災備蓄倉庫の備品	… 20 ページ
(7) 非常持ち出し重要書類と保管場所	… 21 ページ
「碧南市の学校における避難所運営業務及び防災部局への移行手順 に関する留意事項」	… 23 ページ
様式集	
様式 1 引渡しカード	… 24 ページ
様式 2 児童状況調査票（震災用）	… 25 ページ
様式 3 生徒状況調査票（震災用）	… 26 ページ
様式 4 災害時 緊急連絡票	… 27 ページ
保護者のみなさまへ（文例）	
「南海トラフ地震に係る市内の小中学校の対応について」	… 28 ページ

小中学校震災対策マニュアル

I 災害対策について

南海トラフ地震臨時情報防災対応について

(1) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたときの対応

- ・令和2年3月愛知県防災安全局が作成した「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（以下、「県手引き」という。）等を参考とし、令和4年7月の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の県立学校における授業等の取り扱いについての通知を受け、改定した市内の学校の対応について、令和6年8月の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表に伴い、他市と情報交換を行い、一部改訂する。

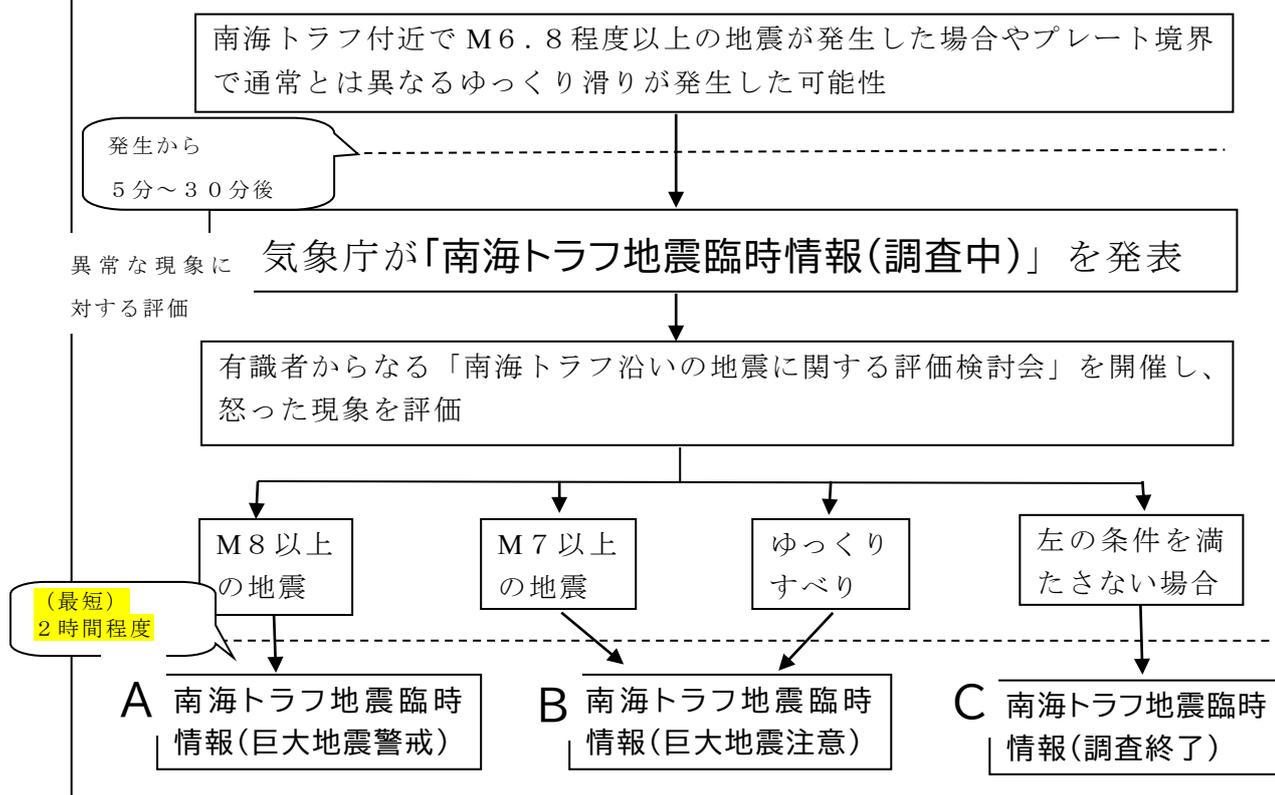
南海トラフ地震臨時情報について

南海トラフ付近でM6.8(速報値)以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表される。

続いて、有識者で構成される「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を経て、気象庁から以下のいずれかの臨時情報が発表される。

- ①南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)
- ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)
- ③南海トラフ地震臨時情報(調査終了)

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



【南海トラフ地震臨時情報防災対応の流れ】

	プレート境界の M8 以上の地震※ ¹	M7 以上の地震※ ² ゆっくりすべり※ ³	
発生直後	個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		今後の情報に注意
(最短) 2 時間程度	<p>巨大地震警戒対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの地震への備えを再確認するなど ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 	<p>巨大地震注意対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの地震への備えを再確認するなど (必要に応じて避難を自主的に実施) ※⁵ 	<p>調査終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う
1 週間	<p>○地震発生後の避難で完了できない地域の住民は避難</p>		
2 週間※ ⁴	<p>巨大地震注意対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの地震への備えを再確認するなど (必要に応じて避難を自主的に実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う 	
大規模地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う 		

※ 1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合
(半割れケース)

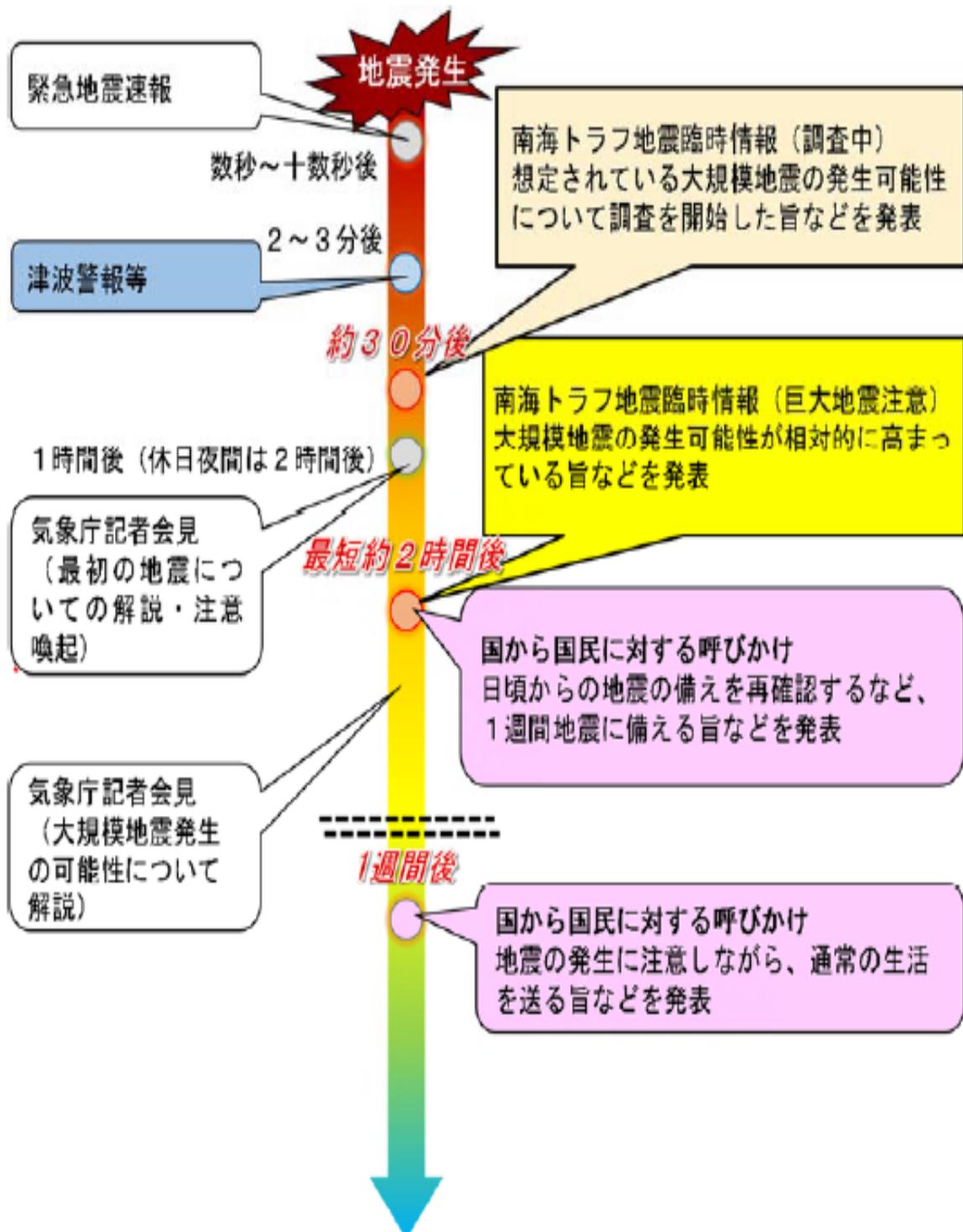
※ 2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界意外や想定震源域の会光軸外側 50 キロ程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合
(一部割れケース)

※ 3 ひずみ計等で優位な変化としてとらえられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合 (ゆっくりすべりケース)

※ 4 2 週間とは、後発地震警戒対応期間 (1 週間) + 後発地震注意対応期間 (1 週間)

※ 5 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべての変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過した時

上記表内の対応は、標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである。



※南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表

1児童・生徒の動き

南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表 ※第1報

ここでは通常どおりの日程を継続する。

<始業前に発表>

通常通りに登校する。

校外活動については、一時見合わせる。

<学校活動中に発表>

授業を継続する。引き渡し下校の対応をしない。

校外活動について、発表後に出発する場合は一時見合わせる。

校外活動中の場合は、いつでも帰校できるように準備する。

<下校後に発表>

翌日も通常授業であることを事前に周知しておく。

- ・保護者には **tetoru** で知らせ、今後の対応準備（引き渡しの可能性）を依頼する。
- ・市の担当部局等と連携し、情報収集につとめる。

「市域に災害が発生し又は発生する恐れがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する」ので、情報収集に努めながら、市としての対応を決定する。
市教委から各校に指示する。

危険性が高まったと判断された場合

- ・市災害対策本部が設置された場合は、本部で授業中止の判断をする。
設置されていない期間は市の担当部局との連携の中で判断する。

A 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表 ※第2報

※発表から原則1週間の臨時休業とする

<在宅時の場合>

児童生徒 自宅待機（家庭の指示による自宅からの避難）

学校出勤者 自宅待機及び家庭の指示による避難をメール網で知らせる。

保護者 避難先と連絡方法を学校に連絡する。（引き渡しカードなど）

<在校中の場合>

- ・すべての教育活動を中断し、臨時休業とする。
- ・児童生徒を速やかに避難場所に集めて帰宅させる。

※帰宅させる際は、児童生徒の安全に配慮する。

※小学校の場合は保護者引き渡し対応を取り、世帯ごとに帰宅させる。その際、保護者については徒歩または自転車での来校をお願いする。

※地震発生から1週間後、国からの発表、社会状況等に応じて『B』に準じた対応へ移行する。

B

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表 ※第2報

※通常通りの教育活動を行う

＜校外活動について＞

- ・発表後に出発する場合は延期（中止）する。
- ・校外での活動中に発表された場合は、速やかに帰校させる。

※校長は、学校の立地条件や児童生徒の登下校の状況を勘案し、必要と判断した場合には、臨時休業とすることができる。

※地震発生から1週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常通りの教育活動を行う。

C

南海トラフ地震臨時情報(調査終了)の発表 ※第2報

※通常通りの教育活動を行う。

すべての段階において留意する事項

- ※地震発生に備え減災に向けた緊急点検や情報収集を行う。
- ※児童生徒等の下校に当たっては、児童生徒等の安全確保や駅などにおける帰宅困難者の滞留の緩和の観点から、場合によっては学校において一時待機させることも検討すること。

参考：碧南市は、住民事前避難対象地域はないが、高齢者等事前避難対象地域（前浜町、中江町）はある

以下に小学校における引き渡しの例を示す。

（※引き渡しカードは、年度当初作成し職員室に保管する。）

■学級（教室）による引き渡しの場合

担任は、引き渡しカードを児童に配布する。

↓

来校した保護者に児童を引き渡す。その際、引き渡しカードを児童から受け取り、引き渡し名簿にチェックする。

↓

引き渡しが全員完了したら、教頭に報告する。

(2) 突発的な地震（震度5弱以上の揺れ、それに相当する地震）発生の際の対応

在宅時

- ① 自宅待機 家庭の指示による。
学級担任（学校出勤者） → 安否確認（連絡網等）、その後の指示
- ② 自宅から避難
保護者 → 「児童の安否、避難先、連絡方法」を学校へ連絡

登校時 ※基本的には帰宅する。

- ① 自宅に近い場合は、安全な場所に一時避難し、地震がおさまったら周りの状況に注意しながら家に引き返す。
- ② 学校に近い場合は、安全な場所に一時避難し、地震がおさまったら周りの状況に注意しながら登校する。
学級担任（学校出勤者） → 児童の出席を確認
欠席者の保護者への連絡
不明者の把握
学校長（防災本部） → 不明者の搜索体制の確立と指示

在校時 ※震度4以下の場合も、同様の退避行動をとる

【授業中の地震】

- ① 教師の指示により、机の脚を持って机の下にもぐる等の退避行動をとる。
（授業場所によって行動を考える）
- ② 倒れ落ちる備品の近く等は避ける。
- ③ 出入り口の戸を開ける。
- ④ 火を使っている場合は、ゆれを感じたら、火を消して二次災害を防ぐ。
- ⑤ 運動場にいる時は、中央部に避難し、しゃがんでゆれがおさまるまで待つ。
中庭・校舎外でも……校舎から離れ、しゃがんでゆれがおさまるまで待つ。
- ⑥ ゆれがおさまったら、本部の指示で、避難集結地点（各校の避難場所）に集結する。
この時何かで頭を保護し、落下物等に十分注意する。校舎から離れて移動。

【休み時間など教師が不在の時の地震】

- ① 自分の判断で安全な場所（机の下など）に避難する。
ガラス窓、落下物のありそうな所等は避ける。
頭を覆ってじっと待機する。
- ② 運動場にいた場合は、運動場の中央部に集まって避難する。
- ③ ぼうしを着用するか、上着等で頭をおおう。

【避難指示】 ……原則的には放送および教師の指示で行う。

- ① 地震がおさまれば、避難経路を通り運動場に避難する。
「おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない」（おはしも）の約束

②クラス毎に人員を確認する。（出席簿と照合・報告）

担任→本部

③「地震発生時における職員組織およびその任務」（P9表1）に基づいて活動する。

【その後の対策】

①校内の情報収集および安全を確保する。（児童・生徒、教職員、施設）

職員防災担当者 → 本部（学校長）

学校長 →総合的な情報を市教委へ報告する。

②校区その他の情報収集および安全を確認する。

教頭 →地域諸団体・保護者より情報を収集する。

防災係 →必要に応じて地域巡視を行う。

③児童の安全を確保する。

・学校で保護

※引き取り手のない児童については、避難所で保護するとともに市のこども課へ連絡する。

・引き渡し下校

保護者へ連絡し、学級担任又は通学団担当職員で引き渡し確認する。

【一部の児童のみ在校時】（放課後）

①残留児童を〇〇〇〇〇〇に集める。

・学校で保護

・引き渡し下校

保護者への連絡、在校職員で引き渡し確認する。

下校時 ※基本的には帰宅する。

①学校に近い場合は、安全な場所に一時避難し地震のおさまりを待って学校へ戻る。

②自宅に近い場合は、安全な場所に一時避難し地震のおさまりを待って自宅へ帰る。

（留守家庭は学校へ）

学級担任 →児童の帰宅を確認

不明者の把握

学校長（防災本部）→不明者の搜索体制の確立と指示

2 教職員の動き

(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されて市の判断で「授業中止」の指示が出されたとき及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときの対応

A

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表 ※第2報

在校時 直ちに下記の事項を点検する。

ア 避難経路の安全確保

- ・ 掲示板などが落ちないか。
- ・ 鏡は外れないか。
- ・ 教室の出口を家具が倒れてふさがないか。(特に廊下の水槽)

イ 落下物のチェック

- ・ 書庫の上に物が置いてないか。
- ・ 物品で高価な物を安全なところへ移動させたか。
- ・ 不安定なものを倒しておいたか。
- ・ 絵画、時計などを外しておいたか。

在宅時 市の第三次非常配備に準じて全職員は出勤する。

(2) 突発的な地震発生の際の対応

在宅時 職員は出勤することを原則とする。

※碧南市の職員非常配備体制に準拠する。

- ①市の第二次非常配備(直ちに出勤)……校長、教頭
～震度5弱以上～ 校長が指定した職員
- ②市の第三次非常配備(状況を判断して)…全職員
～震度6弱以上～

【非常時職員招集可能時間】

通勤手段を自転車として以下に職員名を記載する。

- (30分) 6km以内……〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
(45分) 9km以内……〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
(60分) 12km以内……〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
それ以上……〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

出勤途中 そのまま学校へ出勤する。

帰宅途中 在宅時の動きに合わせて行動する。

表 1 地震発生時における職員組織およびその任務

防災対策本部	
情報の収集、報告、連絡、指示を的確に行い、児童および職員の安全確保を図る。	
〈組織〉	
・ 校長（本部長）	→ 総指揮。全体の状況を把握し、指示を出す。
・ 教頭（副本部長）	→ 伝達、連絡、指示、警告、市教委・地域との連絡 ※速やかに市教委へ状況報告の第一報を入れる。
・ 防災係（〇〇 〇〇）	→ 情報を収集、集約する。

担 当	担当者	任 務	
避難誘導	全職員 ※放課に地震発生の場合は担任クラス、担当学年の教室に向かう	児童生徒の誘導 ・ 近くにいる職員と協力し、逃げ遅れの児童生徒がないように確認しながら、自分のいる階の全ての児童生徒を避難誘導する。 ・ 避難場所到着後は、下記の仕事分担以外の職員は避難場所で児童生徒の安全確保に当たる。	
通報 連絡	〇〇 〇〇	通報 放送 校外連絡	
搬出	〇〇 〇〇	非常持ち出し品の搬出管理	
救護	〇〇 〇〇	応急手当 救急通報または医者への連絡	
初期消火	〇〇 〇〇	応急防災活動	
児童生徒救出	○館 1 階	〇〇 〇〇	逃げ遅れ児童生徒の有無の確認及び救出（安全を確認の上、消防署員が来るまで） ・ 担当の階の全室（トイレ等も含む）
	○館 2 階	〇〇 〇〇	
	○館 3 階	〇〇 〇〇	
	○館 1 階	〇〇 〇〇	
	○館 2 階	〇〇 〇〇	
	○館 3 階	〇〇 〇〇	
	体育館	〇〇 〇〇	
避難後の児童生徒指導	〇〇 〇〇	避難後の児童生徒の安全確保及び指示 必要に応じて第 2 次避難場所集結地に誘導	
警備	〇〇 〇〇	出火場所に応じた消防車の誘導及び警備	

※避難所設営については P 1 3 以降参照

3 津波に対する対応

(1) 津波警報等発令時の対応

※一次避難場所を指定、明記する。(例：本館3階)

①避難場所の安全確認

・避難場所、経路の安全確認をする。

②避難場所への誘導

・全職員で、避難場所まで児童(生徒)誘導する。

③地震により校舎内が危険で、一次避難場所に避難ができないときの対応

※二次避難場所を指定、明記する。(例：運動場、正門付近駐車、碧南市文化会館)

※二次避難場所が校外の場合は、避難経路案及び所要時間を明記する。

【資料】津波警報の種類

警報・注意報	発表する値	高さの区分
大津波警報	10m超	10m以上
	10m	5～10m
	5m	3～5m
津波警報	3m	1～3m
津波注意報	1m	20cm～1m

(2) 津波警報解除後の対応

①各教室をはじめとする施設等の安全確認

・各教室をはじめ、校内の施設、運動場等の安全確認をする。

②各教室への誘導

・全職員で児童(生徒)を誘導する。

・教室等に被害があり安全の確保ができないときには、安全な場所へ誘導する。

③校外の二次避難場所に避難したとき対応

・道路の安全を確認し、全職員で誘導し学校へ戻る。その後、校内の安全な場所へ移動する。

※校外の二次避難場所を設定しない場合は、この項目は削除してください。

4 緊急地震速報への対応

(1) 「緊急地震速報」入電時

①全校へ放送で、緊急地震速報を伝え、机の下にかくれるなどの対応を取るよう指示をする。

・机の下にかくれる。

・理科、家庭科などの授業中で火を使っている場合は、消す。

・運動場や体育館など机のないところでは、落下物のない場所へ移動したり、低い姿勢をとったりする。「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」

②テレビ・ラジオ等で地震に関する情報収集をする。

(2) 「緊急地震速報」入電後

○地震が発生したとき

- ・地震発生時の地震防災応急計画に従い、行動をする。

○地震が発生しなかったとき

- ・安全が確認できるまで、引き続き地震に関する情報収集する。

5 学校再開への取り組み

(1) 学校早期再開について

- ・児童生徒の心のケアの第一歩である。
- ・保護者の自宅等復旧作業の大きな支援である。
- ・地域復興の基点であり、復興の推進を図る。

ア 学校早期再開への調査

①校舎の状況

- ・危険箇所（危険な場所は、立ち入り禁止の表示を行う）
- ・使用可能場所（学校早期再開および避難所開設に向けて）
- ・全体破損状況
- ・ライフラインの状況
- * 校舎図に状況を記入することにより全体像を全員が把握する。

②児童生徒に関わる状況………P〇〇の調査表に記入

- ・本人、家族の安否及び健康状態（心身）
- ・家（建物）の状況
- ・避難先（避難所・親戚・その他）
- ・教科書、文具等の紛失状況
- * 併せて、心のケアも実施（話を聞いたり、励ましたり）
- * 下記地域の状況を併せて実施が効率的

③教職員に関わる状況

- ・本人の安否及び健康状態
- ・家（建物）の状況
- ・避難先（避難所・親戚・その他）
- * 勤務の可否を把握する。

④地域の状況

- ・通学路を始めとする道路の状況（交通機関を含む）
- ・建築物の状況（倒壊・火災）
- ・ライフラインの状況
- ・地域図（地図）に被害状況を記入し、全員が把握する。

【記入内容】

- ・通行止め
- ・崖崩れ
- ・家屋倒壊
- ・火災場所

- * 調査中に救出活動に遭遇したときは、救出活動支援を優先する。

イ 応急教育計画の作成

- ・できるだけ早期の再開を目指し、計画表を作成して全職員に周知する。
- ①学級（学年）別の学習場所を確保する。
- ②学校施設・設備、校区の被害状況を掌握する。
- ③校区の災害状況地図をもとに、必要に応じて新しい通学路を決める。（P T A 役員や対象地域の役員とも話し合い、了解を得る。）
- ④授業形態および授業時間・内容を検討する。（登校時刻、学習時間・内容、下校時刻）
- ⑤教育計画表をもとに、再開日時を教育委員会やP T Aと相談し、児童生徒・保護者に確実に連絡する。
- ⑥教職員は可能な限り、学校再開に向けての必要な行動を優先する。

ウ 転出・転入・就学援助

- ①児童生徒の転出・転入一覧表を作成し、職員室等に掲示し、その都度記入・確認ができるようにする。
- ②転出・仮転出している児童生徒の転出先の住所・学校の確認をする。
- ③転出の場合は、基本的には「在学証明書」「教科書給与証明書」を持たせる。
- ④転入の場合は、「在学証明書」「住民移動届（写）」等を確認する。書類が無い場合も受け入れる。
- ⑤災害救助法の適用を受けた市町に在籍する児童生徒が紛失した教科書は、無償で給与される。適用外の市町の場合は、要保護・準要保護児童生徒のみ無償で給与される。
- ⑥保護者の安否および被災状況を調査しておく。就学奨学金の申請や助成金の申請に必要となる。

エ 学用品の調査及び支給計画（※災害救助法に基づき）

- ①給与の対象
災害により住家に被害を受け、学用品を喪失し、就学上支障のある小・中学校の児童に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。
- ②給与の期間
教科書については、災害発生の日から1ヶ月以内、文房具及び学用品については、15日以内とする。
- ③学用品給与の方法
 - ・学年別の学用品の購入（配分）計画をたてる。
 - ・文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。
 - ・各学校長より教育委員会に給付対象者数の報告をする。
- ④費用の限度
 - ・教科書
児童に対し支給した教科書又は教材の実費
 - ・文房具及び通学用品
小学校 1人 4, 100円以内 中学校 1人 4, 400円以内

II 避難所開設のための連携について

1 避難所設営に備えて（避難所の体制と組織）

（1）設置・運営に関する学校の役割

避難所開設・運営にあたり、碧南市避難所開設担当員2名が派遣される。

市に震度5弱以上の地震が発生した場合等、碧南市第二次非常配備体制（市職員非常配備体制表 参照）における避難所班長の指示を受け、避難所開設担当員（避難所ごとに2名配置）が来校し校長に開設する旨を報告して学校の協力のもと、開設業務を開始する。

災害発生から3, 4日後を目途に避難者による避難所運営委員会を立ち上げ、以後の避難所運営にあたる。（碧南市地震時避難所開設・運営マニュアル 参照）同時に医療救護のために市内の医師や看護師も来校し応急処置やトリアージを実施する。薬品は保健室などに常備しておく。（第1医療班第1医療係地震時職員初動マニュアル 参照）

避難所開設担当員や医師の到着より早く避難民が来校する事態が想定されるので、学校としては避難所開設を予想して予め必要な体制を作っておき、全面的に協力する。

特に避難所運営委員会を立ち上げる際には、日常的に地域に密着した職務である立場を活かし、積極的な助言を行い、実務を担う。

※詳しくは〇〇ページの「碧南市の学校における避難所運營業務及び防災部局への移行手順に関する留意事項」を参照

（2）状況の想定

碧南市に東海地震注意情報が発表された場合や、震度5弱以上の地震により校区の多くの住宅が被害を受け、合わせて電気・ガス・水道・電話・交通機関・医療・食料などのライフラインが遮断されている場合に、災害発生後7日以内を原則として、学校を避難所・宿泊所として地域に提供する。

（3）避難所としての開放場所と開放順位・収容想定人数

（記載例・・・収容人数や室名は各学校で記載する。）

次の場所を避難民のために次の順位で開放する。（収容人数は一人当たり約2㎡として計算）

順位①運動場(待機場所)※市民へは徒歩か自転車での避難を呼びかけている。

順位②体育館（施設安全確認後） $\text{〇〇m} \times \text{〇〇m} \div 2 = \text{〇〇〇人分}$

（例 $24\text{m} \times 19\text{m} \div 2 = 228\text{人分}$ ）

順位③1階普通教室 $\text{〇m} \times \text{〇m}$ $\text{〇〇人(1教室あたり)} \times \text{〇室} = \text{〇〇〇人分}$

（例 $7\text{m} \times 8\text{m}$ $28\text{人} \times 6\text{室} = 144\text{人分}$ ）

順位④2階普通教室 $\text{〇m} \times \text{〇m}$ $\text{〇〇人} \times \text{〇室} = \text{〇〇〇人分}$

順位⑤3階普通教室 $\text{〇m} \times \text{〇m}$ $\text{〇〇人} \times \text{〇室} = \text{〇〇〇人分}$

(4) 避難所開設時の各室の利用目的

※耐震強度の不十分な場所(校舎)は利用しない。

※校舎名・階・室名は各学校の状況に合わせて記載する。

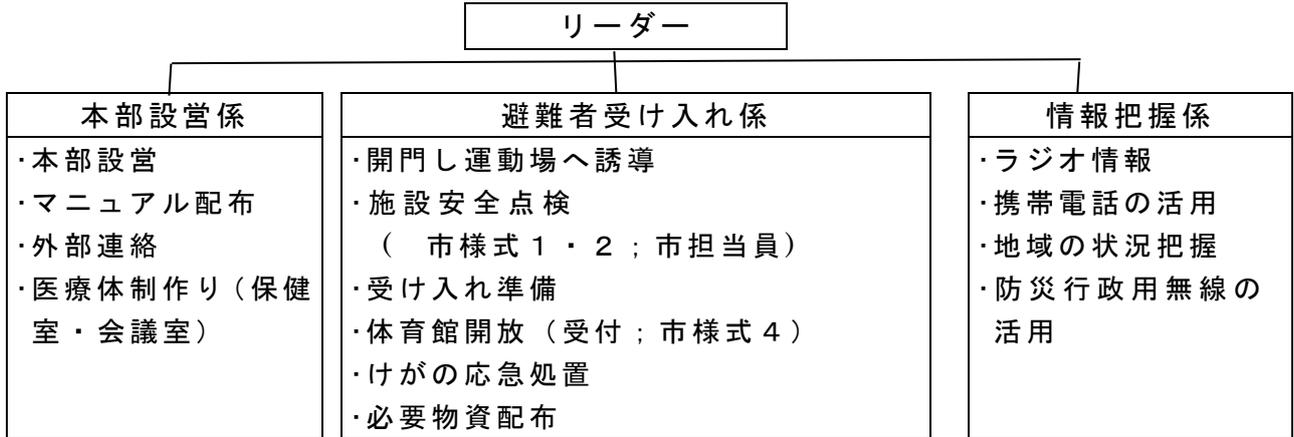
() 内は記載例

- 本部・・・・・・・・・・・・・・・・○○○○ (本館 1 F 校長室・職員室)
 - 受付・・・・・・・・・・・・・・・・○○○○ (体育館入り口)
 - 救援物資収容場所・・・・・・・・○○○○ (北舎 1 F 図工室)
 - 配給所・・・・・・・・・・・・・・・・○○○○ (本館 1 F 給食室)
 - 情報掲示場所・・・・・・・・○○○○ (中央廊下)
 - 病弱者収容場所・・・・・・・・○○○○ (本館 3 F 第 2 音楽室)
 - 医療場所・・・・・・・・・・・・・・・・○○○○ (本館 1 F 保健室)
 - 職員の宿泊場所・・・・・・・・○○○○ (本館 2 F パソコン室・
本館 1 F スタジオ)
 - ボランティアの宿泊場所・・・・・・・・○○○○ (新館 2 F 理科室)
 - 医療スタッフの宿泊場所・・・・・・・・○○○○ (新館 3 F ひまわり組教室)
 - 遺体安置場所・・・・・・・・・・・・・・・・○○○○ (体育館更衣室)
 - 仮設電話設置場所・・・・・・・・○○○○ (体育館通路・中央廊下)
 - 避難所集会室・・・・・・・・・・・・・・・・○○○○ (本館 3 F 図書室)
 - 簡易トイレの設置場所・・・・・・・・○○○○ (中庭)
 - 応急トイレの設置場所・・・・・・・・○○○○ (運動場北側)
- ※穴を掘る、単独処理槽のマンホールを利用するなどのトイレ
ゴミ集積場所・・・・・・・・・・・・・・・・○○○○ (体育館の北側屋外)

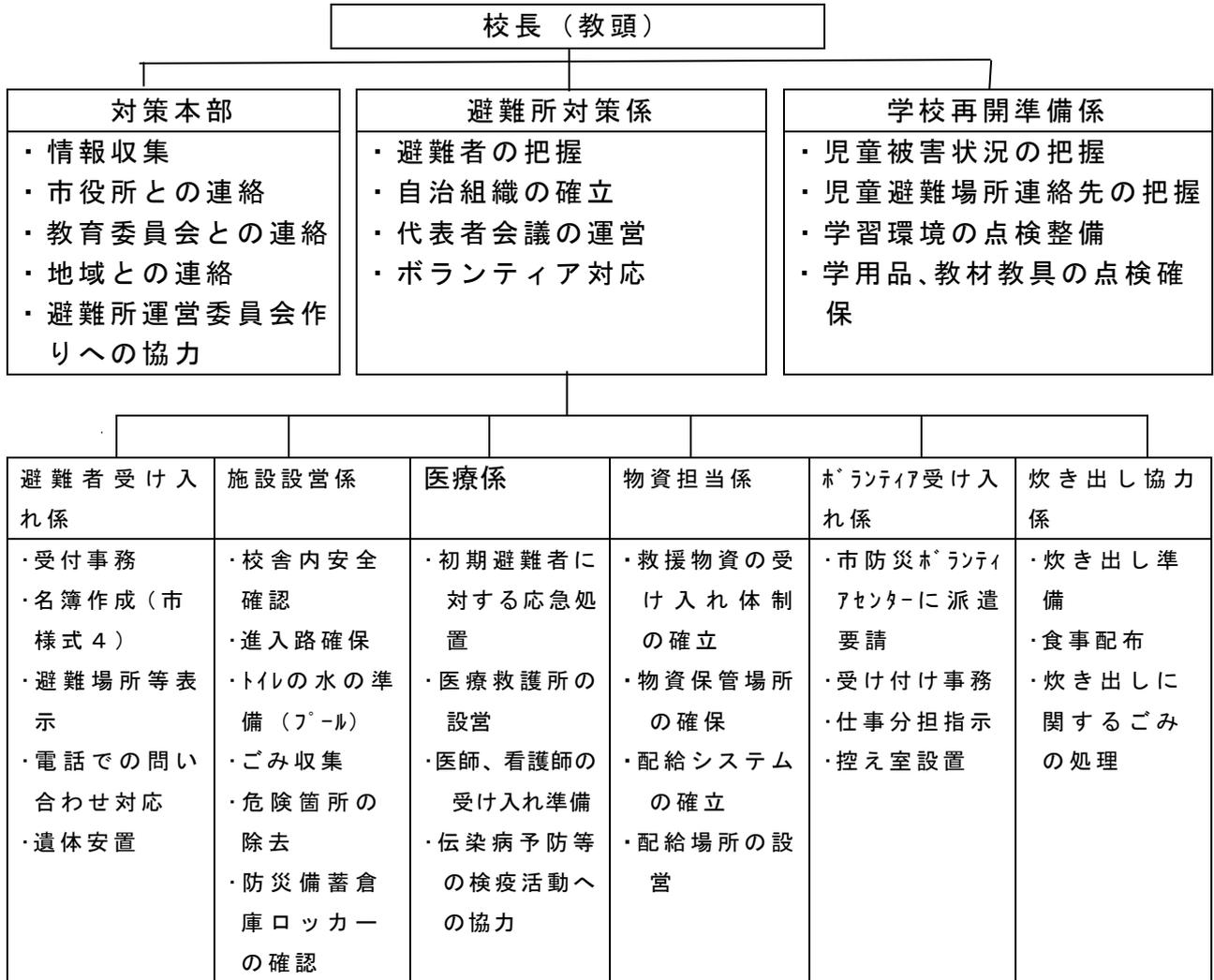
※地震防災応急計画の巻末に校舎配置図をつける。

(5) 職員組織

ア 初期段階…職員在宅時に発生した場合など、初期に集合した少数の職員で構成し、市避難所開設担当員が到着したら協力して対応する。



イ 第2段階…職員出勤中や在宅時でも相当数の職員が集合した段階で組織する。避難所運営委員会等の発足後は避難所の運営を移譲する。



※碧南市地震時避難所開設・運営マニュアル

- 市様式1 避難所開設員用 避難所開設チェック&リスト
- 市様式2 地震発生後の避難所施設被害状況チェックリスト
- 市様式4 避難者（在宅避難者・帰宅困難者）受付名簿

(6) 防災ロッカーについて

ア 目的 避難者及び地域への救援活動を迅速に行うために防災機材を日常から備蓄する。

イ 場所 ○○○○ (例 体育館横)

ウ 備蓄内容

ラジオ	1台
懐中電灯	1本
ランタン	1本
救急箱	1箱
ロウソク	1箱
毛布	10枚
乾パン	72個

2 避難所開設の実際

大規模災害発生に際して、職員在宅時なら、交通事情その他の事情により管理職が直ちに出勤できるとは限らず、また全職員がそろわないことも考えられる。しかし、避難所開設にあたっては学校の初動対応が最重要と言われており、学校に到着した教職員から本計画に従い適切に対応する必要がある。

(1) 職員在校時 ※中学校の場合「児童」→「生徒」に変更する。

ア 校内では

- ① 児童に対しての対応については、学校の避難計画に従う。
- ② 児童の完全掌握を行う。
- ③ 施設設備の被害状況を調査する。
- ④ 被害状況を直ちに教育委員会に報告する。(P〇〇様式4を利用)
 - ・児童の被害
 - ・職員の被害
 - ・施設設備の被害

※電話・FAXで連絡がとれる場合は電話・FAXで連絡し、電話が通じない場合は防災無線で連絡をとる。

イ 地域に対して

- ① 避難民をまず校庭に避難させる。
- ② 原則として校舎の安全が確認されたら、避難者を体育館内に入れる。その際、学校運営上支障をきたす箇所への入室については考慮する。
- ③ 総指揮・責任者には学校長があたり、避難所運営委員会・碧南市避難所開設担当員と常に協議する。
- ④ 避難所開設期間は原則7日ではあるが、避難生活が長引くことが予想される場合、最長2週間を目途にその後の避難所運営計画を碧南市災害対策本部と協議する。

(2) 職員在宅時

震度5弱以上の場合、管理職、管理職から指名された職員は出勤する。
震度6弱以上の場合、全職員が出勤する。

ア 地域に対して

- ① 門扉を開放し、避難民の受け入れ態勢をとる。
- ② 碧南市災害対策本部の責任者と連絡を取り、避難者を校庭に避難させる。
- ③ 原則として校舎の安全が確認されてから、避難者を校舎内に入れる。
- ④ 避難者の指示及び指揮系統が混乱しないよう、統一しておく。
(総指揮責任者 校長→教頭→管理職代行者)
- ⑤ 職員組織を確立する。

イ 児童、職員に対して

- ① 職員1人ひとりがあらゆる手段を講じて児童の把握に努める。
- ② 被害状況を直ちに教育委員会に報告する。(様式4を利用)
 - ・児童の被害
 - ・職員の被害
 - ・施設設備の被害

(3) 当初の避難所の運営

地域との共同生活が長く続くことが予想される。学校としては地域住民から信頼されるよう最善の努力を惜しまない。そのためにも、全職員の連絡調整の場を密に設け、全体の指示内容を常に共通理解しなければならない。

また、職員も同時に被災しているため、日直・宿直・休日出勤等の役割分担を早急に決める。しかし、過度の負担については考慮する。

ア 学校としての対応

- ① 当初の避難者の指示及び指揮は校長が行う。碧南市避難所開設担当員2名の到着後は担当員に協力して避難所運営に携わる。碧南市避難所開設担当員は早期の避難所運営委員会、避難者自治組織の立ち上げを目指し、組織の立ち上げ後は避難所の運営を同組織に委任する。
- ② 避難場所の割り当て、備蓄物資（飲料水・乾パン・毛布等）の配給
避難場所別の避難者名簿を作成し、避難者を正確に把握する。
- ③ 避難者へのトイレの指定。使い方の徹底（断水時にはプールの水を使用）
- ④ ゴミ処理場所の設置（ゴミの分別）
- ⑤ 水道が使用不能の場合、貯水タンクやプールの水を使用する。
- ⑥ 救援物資の保管場所及び配給場所の設置
- ⑦ 外部連絡電話の設置を早急に依頼する。
- ⑧ LPG ガス等炊事設備の設置を早急に依頼する。
- ⑨ マスコミ関係への対応は管理職に窓口を一本化する。
- ⑩ 職員の食料、宿泊場所を確保する。
- ⑪ ボランティア、医療関係者の食料、宿泊場所を確保する。
- ⑫ 遺体安置場所を確保する。

※(4) は小中で該当する方を残す

(4) 救護所の設営（震度6弱以上の場合）及び医療機関との連携について（※小学校バージョン）

- ① 本校には救護所が設営される。（救護所用医薬品の保管場所は〇〇〇室。鍵の保管場所は〇〇〇室）
- ② 医師・看護師が到着するまでは、病人・けが人に対して応急措置を行い、緊急を要する患者が発生した場合は、後方支援病院（市民病院等）へ搬送するよう指示する。
- ③ 医師・看護師が到着したら、医療係は医師・看護師に引継ぎを行い、救護所の開設の手伝いを行う。
- ④ 救護所開設後は、医師・看護師の要請があれば、救護所の支援を行う。

(4) 医療機関との連携について（※中学校バージョン）

- ① 本校には救護所が設営されない。市内各小学校に設置される。
- ② 病人・けが人に対して可能な応急措置を行うが、治療が必要で移動の可能な避難者には救護所の設置されている小学校の場所を知らせる。緊急を要する患者が発生した場合は、後方支援病院（市民病院等）へ搬送するよう指示する。
- ③ 医療班は市の医療関係者が訪れたら、情報の提供、患者の受け渡し等を行う。

(5) 学校に備えてある備品等

(記載について：下記の一覧はあくまでも記載例であり、各校の実情に合わせて記入してください。なお、必要な物で現在足りない物は必要物品として分かるように記入してください。下記以外にも必要であると思われる物がありましたら、記入してください。)

人員確認点呼用	児童名簿・環境調査票（引渡しカード）・保健調査票 バインダー・メガホン 等
情報収集通信用	ラジオ・関係機関一覧表・職員名簿（連絡網）・自転車数台 行政防災無線 等
安否確認誘導用	ハンドマイク・懐中電灯・笛・ヘルメット 等
消火用	消火器・バケツ等
その他	乾電池（各種）・校区地図

(6) 防災備蓄倉庫の備品

防災備蓄倉庫1台当たりの資機材装備数

物品名	規格・品番等	数量	備考
パック毛布	アクリル 1.3 kg	130枚	消耗品
災害食器セット	100人用使い捨て 7242417	5箱	消耗品
ガソリン用携行缶(20ℓ)	消防法適合品、危険物保安技術協会認定品	2つ	消耗品
10型粉末消火器	消火薬剤3.5kg、ストッパー付き	3本	消耗品
救助ロープ	12ミリ径、200m巻き、ビニロン製	1巻	消耗品
防水シート	3.6m×5.4m、青色	100枚	消耗品
ポリタンク	20ℓ用、白色、ポリエチレン製	5つ	消耗品
ドラム型延長コード	30m、容量22A、コンセント4口	1つ	消耗品
懐中電灯	単一×6本型、防滴仕様、(電池なし)	5個	消耗品
非常用ローソク	赤箱1本入り、燃焼約12時間、マッチ付き	50個	消耗品
電池(単一形)	ネオ黒	50個	消耗品
電池(単二形)	ネオ黒	50個	消耗品
ワンタッチトイレ	A型、附属袋セット付き	3台	消耗品
ワンタッチトイレ用テント	WT-1	3台	消耗品
担架	クイック4ツ折 6011	2つ	消耗品
トランジスタメガフォン	TM-201	1個	消耗品
パクタオル		200本	消耗品
薪	炊出し器用	5束	消耗品
カセットコンロ	イワタニ CB-AL8	24台	消耗品
カセットコンロガス	3本パック×16個	48本	消耗品
六角バール	1800mm	2本	消耗品
万能釜		2本	消耗品
パイプ手はかり	20キログラム用	2個	消耗品
ラジオ	AM・FM	2台	消耗品
バケツ	トタン製 9リットル	10個	消耗品
バケツ	プラ製 9リットル	10個	消耗品
下敷きマット	20m巻	4本	消耗品
紙オムツ	幼児用 S、M、L	7パック	消耗品
紙オムツ	大人用 S、M、L、LL	4パック	消耗品
紙オムツ	尿取りパッド 男性用、女性用	8パック	消耗品
混合ガソリン	1リットル缶	1缶	消耗品
チェーンソーオイル		1缶	消耗品
飲料水エマージェンシーウォーター	ペットボトル 1.5ℓ 保存期間 5年	160本	食糧
クラッカー	18ℓ缶×2缶(35パック×2) 保存期間 5年	350パック	食糧
アルファ米	五目ご飯 100g 保存期間 5年	200袋	食糧
アルファ米	わかめご飯 100g 保存期間 5年	200袋	食糧
大型炊出し器 85型	基本セット 4250	1セット	備品
大型炊出し器 85型ガスバーナー		1セット	備品
大型炊出し器 30型	基本セット 4260	1セット	備品
大型炊出し器 30型ガスバーナー		1セット	備品
救急箱	約 50人用 9003	1つ	備品
アルミ軽量重椅子	ノーバンク 6062	1台	備品
テント	2×3間型、屋根幕、四方幕付き	1張り	備品
簡易組立トイレ	ドントコイ MH型(様式・重椅子対応)	1つ	備品
丸型組立水槽	F型 3,000ℓ	1つ	備品
発電機	EM-23	1台	備品
発電機	EU9i-JN	1台	備品
エンジンチェーンソー	ES2930	1台	備品
災害救助工具セット	KK-17	1セット	備品
折りたたみ式リヤカー	KY-15	1台	備品
万能携帯ウインチ	防災キット A	1セット	備品
ストロングライト	SL-40P-FH 2本セット、附属セット	2セット	備品

(7) 非常持ち出し重要書類と保管場所

※次ページの重要書類等について学校の実情に合わせて分類し、記入する。

災害発生時に使用する書類…第3次非常配備で保管場所(〇〇〇〇)から持ち出し、担当係に配布する。

耐火書庫に入っている書類…常時、耐火書庫で保管する。

キャビネットに一括保管または各担当・担任が保管している書類 …第3次非常配備体制以上で、集約し耐火書庫に保管する。

キャビネットに保管している書類…第3次非常配備体制以上で、いつでも持ち出せるように確認・整理する。

各担当・担任が保管している書類…第3次非常配備体制以上で、一箇所(〇〇〇〇、キャビネット等)に集約し持ち出し準備を図る。

※重要書類については、保管場所を確定し、集中管理を行い、いざと言うときに速やかに持ち出すようにする。

※以下の重要書類等について前ページに記入する。その他学校毎に必要な書類を精査し、前ページに記入する。

重 要 書 類 等			
・ 指導案等指導の記録	・ 指導要録	・ 現職教育の記録	・ 児童生徒出席簿
・ 健康診断票綴	・ 歯の検査票綴	・ 心電図関係記録簿	・ 給食関係帳簿
・ 安全点検関係記録簿、欠勤簿	・ 委託料関係帳簿	・ 学年、学級等各種経営案	
・ 校内就学指導関係記録（個人指導計画）	・ 公務使用に係る自家用自動車届出書		
・ みどりの学校会計簿	・ 学級、学年会計簿	・ 学校日誌	
・ 管理当番日誌	・ プール管理当番日誌	・ 職員出勤簿	・ 旅行命令簿
・ 研修承認簿	・ 特殊勤務実績簿	・ 年次休暇処理簿	
・ 療養休暇、特別休暇及び職免承認	・ 入退転学簿	・ 修学旅行会計簿	
・ 毒物及び劇物受払簿（毒劇物受払簿）			
・ 家庭環境調査票（引渡しカード）	・ 備品台帳	・ 卒業証書台帳	
・ 学校沿革史	・ 教職員履歴書	・ 教員連絡網	・ 関係諸機関名簿（非常連絡用）
・ 公印	・ 預金通帳（番号控）	・ <u>特別支援教育校内委員会記録</u>	

※このページは前ページに上記の重要書類名を記入後、削除する。

碧南市の学校における避難所運營業務及び防災部局への移行手順に関する留意事項

災害時において学校に避難所が開設された場合に、学校の教職員が避難所運營業務に従事する際の内容や期間を明確にするとともに、避難所の運営管理について、碧南市防災部局への移行手順を明確にするため、以下の事項に留意する。

（教職員の支援の範囲）

第1条 教職員の避難所支援は、災害救助法（昭和22年法律118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時における学校に設置された避難所運営等の災害救助業務とする。

（教職員の支援内容）

第2条 教職員が支援する避難所運營業務は、原則として次の各号の業務とする。

- （1）施設の解錠、開門
- （2）施設等の開放区域の明示
- （3）避難所への誘導、避難者名簿の作成
- （4）情報連絡活動
- （5）炊出しへの協力
- （6）ボランティアの受入
- （7）避難所運営組織（避難所運営委員会）づくりへの協力
- （8）重傷者への対応
- （9）避難所の資機材の確認
- （10）救援物資（食料、飲料水、毛布等）の受入保管及び配給分配

（教職員の支援の期間）

第3条 教職員の支援の期間は、災害救助法に関する厚生事務次官通知に定められている避難所の設営期間である7日以内を原則とする。

（担当職員の早期派遣）

第4条 市防災部局は、あらかじめ避難所ごとの担当職員を明確にし、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な避難所運営に努めることとする。

（学校と担当職員等との連携）

第5条 市防災部局は、避難所ごとの担当職員や自主防災組織及び学校管理責任者（学校長）等との連携を密にするため、年1回程度は連絡会議を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管体制、資機材等の保管状況等について確認し、協力体制がとれるよう準備に努める。

附 則

この留意事項は、平成18年2月3日から施行する。

児童引き渡しカード

児童名	年 組 名 前			担任
保護者名				
兄弟姉妹	年 組 名 前	年 組 名 前	年 組 名 前	年 組 名 前
住 所	碧南市 町 丁目 番地 自宅電話			
緊急連絡先	連絡先の名称・関係 (勤務先、親戚、知人、携帯電話番号などをお書きください。) 電話番号			
緊急避難先	避難所名 電話番号			

迎え人氏名	保護者・家族 親戚・知人など (名前 関係) 連絡先 電話番号		
引き渡し 日時	年 月 日 時	立会い 職員名	

※このカードは非常時における児童の引き渡し以外には利用しません。

※迎え人の署名は本人の直筆をお願いする。

児童状況調査表(震災用)

—小学校版—

※担任等が記入し家庭調査表に添付する。

学年 組 氏名

記入年月日 年 月 日

1 本人の健康状態 (良好・要治療)
2 家族の健康状態 (良好・要治療)
3 家(建物)の状況 (被害なし・半壊・全壊)
4 居 所 (自宅・避難所・親戚・その他)
5 教科書等の紛失状況 (※無いものにチェック) 【教科書】 国語上() 国語下() 書 写() 社会上() 社会下() 地図帳() 算数上() 算数下() 理科上() 理科下() 生活上() 生活下() 音 楽() 図工上() 図工下() 家庭科() 保 健() 道 徳() * 理科・社会・保健は、3年以上 * 生活科は、1, 2年 * 家庭科は、5, 6年 * 地図帳は、3年以上 【その他】 英語()

※日時の経過とともに記入内容に変更があった場合、変更月日を記載し、追記する。

生徒状況調査表(震災用)

—中学校版—

※担任等が記入し家庭調査表に添付する。

学年 組 氏名

記入年月日 年 月 日

1 本人の健康状態 (良好・要治療)
2 家族の健康状態 (良好・要治療)
3 家(建物)の状況 (被害なし・半壊・全壊)
4 居所 (自宅・避難所・親戚・その他)
5 教科書等の紛失状況 (※無いものにチェック) 【教科書】 国語() 書写() 地理() 歴史() 地図() 公民() 数学() 理科1分野上() 理科1分野下() 理科2分野上() 理科2分野下() 音楽1() 音楽2上() 音楽2下() 器楽() 美術1() 美術2上() 美術2下() 技術() 家庭() 英語() 【その他】

※日時の経過とともに記入内容に変更があった場合、変更月日を記載し、追記する。

様式 4

碧南市教育委員会宛 災害時 緊急連絡票【 学校】

報 告 日 時		報 告 者 職・氏名	
令和 年 月 日 () 時 分			
児童・生徒の安否状況 (在校時)		児童・生徒の安否状況 (在宅時)	
全児童・生徒数 () 人 確認児童生徒数 (現員数) () 人 その内、けが人数 死亡数 () 人 () 人 不明数 () 人		安否確認児童生徒数 () 人 その内けが人数 死亡数 () 人 () 人 安否不明児童生徒数 () 人	
教職員の安否状況 (勤務時)		教職員の安否状況 (在宅時)	
全職員数 () 人 確認職員数 (現員数) () 人 その内、けが人数 死亡数 () 人 () 人 不明数 () 人		学校に到着した職員数 () 人 校長到着 教頭到着 (有 無) (有 無) 安否確認職員数 () 人 安否不明職員数 () 人	
学 校 施 設 の 被 害 状 況			

※学校施設の被害状況については目視で判断できる状況を簡単に記入。

「本館1階外壁にひび割れ」「校舎ガラス全破損」等。

※避難場所として使用不可能な施設は、「使用不可」と記入。

保護者のみなさまへ

碧南市教育委員会

碧南市立〇〇〇学校長

南海トラフ地震臨時情報が出された場合における市内の小中学校の対応について

南海トラフ地震情報が出された場合において、碧南市内の小中学校では以下のような対応をしています。

●「南海トラフ地震臨時情報（調査中）および南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、各小中学校の教育活動は継続します。

○校外の活動については、延期したり、中止したりします。

○情報収集に努めるとともに、保護者メール網で、地震についての備えの再確認を促す連絡をします。

○市災害対策本部と連携をしながら、地震の可能性が高く、教育活動の継続が困難であると判断された場合は、市教育委員会の指示により臨時休業とします。

○地震発生から1週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常通りの教育活動を行います。

●「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、すべての教育活動を中断し、速やかに帰宅させる準備をし、小学校は保護者引き渡しを実施します。

○発表から原則1週間の臨時休業とします。

○地震発生から1週間後、国からの発表、社会状況等に応じて『巨大地震注意』に準じた対応へ移行します。

●地震の心配がなくなったとき及び「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表されたときは、教育委員会の指示により教育活動を再開します。（家庭への連絡は、学校の連絡網や各種情報伝達手段によります。）

1 「南海トラフ地震臨時情報」について

ア 南海トラフ付近でM6.8程度以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの対規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合に発表されるものです。

イ 本情報は「地震の予知はできない」考えをもとにしています。情報が出されてもいつ起きるかは分かりません。また、情報が出てなくても地震が起きる可能性があります。

2 教育活動中に「臨時休業」の指示が出されたとき

ア ただちに下校させます。小学校はお迎えをお願いします。中学校は下校させます。

イ 再開の連絡があるまで、各家庭で安全策をとってください。